

京都市立学校空調設備整備事業

要求水準書

令和8年3月

京都市

- イ 校舎もしくは教室等改修・改築工事に伴い工事対象外の諸室において空調環境の中断が生じないように配慮する。機器の仕様は、設備の長寿命化等に配慮するとともに、故障時には速やかに復旧が可能となるよう配慮する。

(5) その他

上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境を確保するための配慮を行うものとする。

3. 設計業務に関する要求水準

(1) 空調設備等に関する一般的要件

ア 共通事項

- (ア) 新設設備は、運転に関して有資格者等の常駐を必要としない方式のものを採用することとする。
- (イ) 新設設備は、法もしくは、R32 冷媒を含む冷媒ガス独自の安全基準に則り、必要な措置は全て実施することとする。
- (ウ) 運転状況の把握やエネルギー消費状況に基づく適正運用の促進等のための新設設備の各種運用関連データについては、本事業終了後に本市が実施する空調更新計画等、本事業外での更新計画の策定に資するよう留意し、各種システムの導入を決定すること。また、適正な運転状況を把握することを目的として遠隔監視システムの設置を基本とする。遠隔監視システムの設置が困難な場合においても管理の効率性を考慮するものとする。
- (エ) 冷媒は、オゾン層破壊係数ゼロのものを使用するものとする。
- (オ) ヒートポンプエアコンは、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）によるものとする。
- (カ) ガスエンジン式の室外機を使用する場合は、臭気低減仕様とすることとする。
- (キ) 設計図書等には JIS 条件により運転した場合の機器能力で表記することとする。
- (ク) 対象室内の気流や温度分布に十分配慮した台数の室内機を、適切な位置に設置するものとする。ただし、対象室がパーティション等で間仕切りをして使用されている、又は将来使用することが想定されている場合は、間仕切りにより区切られた各空間には 1 台以上の室内機の設置を行うこととする。
- (ケ) あと施工アンカーは、おねじ形メカニカルアンカー又は接着系アンカーを使用し、後者を使用する場合は、所定の強度が発現するまで養生を行うこととする。ただし、接着系アンカーは、原則として吊り用に使用してはならない。アンカーについては、引き抜き強度を計算のうえ、施工手順書の提出を行うこととする。
- (コ) 外壁で使用する配管支持材・ボルト等はステンレス鋼製とし、その他の場合においては国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書令和 7 年版に基づき部材を選定する。

冷媒配管が再使用不可と判断される場合には、本市及び学校と協議の上、冷媒配管更新を行うこととする。

- (ウ) 既存ダクトに関する劣化状況、ダクト長、ダクト径等を確認のうえ、ダクトの再使用が可能と判断された場合は、本市及び学校と協議を行い、再使用してもよいものとする。
- (エ) 既存の電源用配線、制御用配線及び配管の仕様や劣化状況等を確認のうえ、更新機器等に対して再使用が可能と判断された場合は、本市及び学校と協議を行い、再使用してもよいものとする。
- (オ) 既存の配管、ダクト及び配線等の再使用によって、機器の故障や性能劣化が生じた場合や所定の能力が出なかった場合は、事業者の負担によりこれらを新設し、速やかに空調環境の提供を行うこととする。ただし、建物内に隠ぺいされた既存冷媒配管、配線に起因することが明らかな場合は、この限りでない。その場合の対応や費用負担については、本市と協議を行うこととする。
- (カ) 既存の配管、ダクト及び配線等の再使用が不可と判断される場合、又は、再使用を行わないと判断する場合は、本市及び学校と協議を行い、これらを新設することとする。この際、天井内等の隠ぺい部分については、撤去を行わずに残置してもよいものとする。
- (キ) これらの工事に伴い、既存の天井ボードの取り外し及び復旧、天井点検口等の追加が必要となる場合、事業者の負担で行うこととする。
- (ク) 標準的な対象室（室面積 64 m²程度又は 84 m²程度のもの）の室内機の能力は、既存の設置機器と同等（冷房時、室面積 64 m²程度で 14 kW 以上、室面積 84 m²程度で 16 kW 以上）のものを選定することとする。ただし、変則的な大きさの対象室は、熱負荷計算の結果に基づき、必要な能力以上の機器を選定することとする。また、既存の設置機器を既存機器同等のもの以外に更新することで、施工内容等を合理化で見込まれる場合には、本市と協議の上、既存機器同等のもの以外の機器を選定してよいものとする。最終機器選定については、既存配管再使用を前提として考え、配管の増径等が必要な場合は事前に本市と協議を行うこと。なお、外気温度、室内温度及び配管長等による機器能力の補正は、実際に使用する機器の能力特性を用いてよいものとする。また、更新対象設備の能力以上の能力をもつ室内機に更新する場合は、当該機器に必要な管径の冷媒配管に更新することとする。この際、既存冷媒配管のうち、天井内等の隠ぺい部分については、残置してもよいものとする。なお、上記確認の結果、室に対して既存機器同等では能力が不足することが明らかになった時点で、既存のガス設備、電気設備の容量が不足する可能性があることに留意の上、事業者は速やかに対応方法を検討し、本市と協議を行うこと。
- (ケ) 各対象室において新設設備の室内機の形式は、原則として、更新対象設備の室内機と同じ形式とする。更新対象設備の撤去後、壁、天井等の補修は事業者の負担で、周囲の壁、天井等の仕上等に合わせて補修を行うこととする。天井吊形で更新を行う場合は、学校関係者等の安全性、保全性の観点から、必要な対策を講じるものとする。室内機からの吹出気流により、既設感知器が誤作動する恐れがある場合は、

感知器の移設等の必要な措置を講じることとする。供用開始後に誤報が出た場合、事業者が感知器の移設（届出等を含む）を行うこととする。

- (コ) 室内機の更新にあたり、既存ドレン配管の設置高さや勾配の確認を行い、必要に応じてドレンアップメカを設置することとする。
- (サ) 新設設備の室外機に使用するエネルギーは、必ずしも更新対象設備の室外機に合わせる必要はないものとし、管理の効率性を考慮して選定することとする。その際、各対象校の既存のエネルギー供給に係る設備や敷地条件等を十分に考慮した選択を行うように努めること。
- (シ) 新設設備の室外機は、原則として、更新対象設備の室外機撤去後のスペースを利用して設置することとするが、既存の室外機設置位置にメンテナンススペースが確保できていない場合には、**本市と協議の上**、メンテナンススペースを考慮した位置に設置することとする。更新対象設備の室外機が校舎の屋上、バルコニー等に設置されており、更新する機器類（基礎等を含む）の重量が更新対象設備のものよりも増加する場合は、安全性を確認のうえ、その内容を本市へ説明の上承諾を得ることとする。また、更新対象設備の室外機が壁掛等の設置方法で設置されている場合は、学校と協議の上、地上に設置することに学校運営上の支障がない場合は、新設設備の室外機を地上設置とすることで、維持管理の容易性や長寿命化を図るものとする。
- (ス) 新設設備の室外機には、必要に応じて転落防止策を講じることとする。また、高所設置の場合は保守性の検討を行うこととする。
- (セ) 室外機の更新の際、設置場所の防水性能の棄損が生じた場合には、事業者の責任・費用において補修を行うこととする。
- (ソ) 室外機、配管等の更新にあたっては、設置位置や周辺の利用状況、近隣地域の状況等を勘案し、必要な安全対策、防球対策、防音対策、防振対策（共振対策を含む）、排熱対策等を講じることとする。特に、学校関係者等の安全確保、機器類の保全の観点から、グラウンドに面して設置する室外機、配管には防球フェンスを設け、直接グラウンドに面していない箇所については室外機カバーを取り付けるものとする。防球フェンスは原則、既存で設置されているフェンスを再使用することとする。ただし、既存のフェンスが再使用できないと判断された場合、フェンスを新規に設置する。素材は亜鉛メッキ鋼材又はアルミ製とし、防錆に配慮したものとする。
- (タ) 更新に伴い消費電力等に変更が生じる場合は、新設設備の各室外機、室内機の消費電力等に見合った容量のブレーカー並びに配線に取り替えを行うこととする。
- (チ) 更新に伴い撤去した更新対象設備は、関係法令を遵守して適切に処分することとする。

ウ 仮設に関する事項

- (ア) ガス・電気エネルギー容量等の関係により、夏季の仮設冷房は実質的に設置不可であること、冬季はストーブ類での対応となることを想定することとする。工事の都

合上、その他の仮設空調が必要となる場合においては、本市担当者と協議の上、その対応方法を決定する。

(2) 運転管理方式

- ア 新設設備は各室単位（パーティション等で間仕切りをして使用されている空間単位間仕切りをして使用されている、又は将来使用することが想定されている室は、間仕切りにより区切られた各空間単位）での個別運転が可能なこととする。
- イ 新設設備のうち、空調機器設備に係る運転管理方式は、対象校ごとの集中管理方式を基本とし、集中管理が困難な機器についても管理の効率性を考慮するものとする。集中管理については以下を満たすこととする。
 - (ア) 集中管理コントローラーはタッチパネル式とする。設置場所は、原則、既存集中コントローラーの設置位置とするが、本市又は学校から設置場所について要望があった場合は、協議により決定するものとする。
 - (イ) 集中管理コントローラーは誤操作等により主電源が落とされることがないように配慮する。
 - (ウ) シーズンオフ時は、教室等のリモコン操作を無効にできることとする。
 - (エ) シーズン中は教室等のリモコン操作のうち、ON-OFF は許可し、温度設定は許可しないことが可能な機能を有することとする。
 - (オ) 冷房・暖房の切替は、集中管理コントローラーで行い、各室のリモコンでの操作を禁止する機能を有するものとする。
 - (カ) 集中管理コントローラーで一括運転・停止操作ができ、全室内機の運転管理（稼働状態（オン・オフ状態）、温度設定等）が可能な機能を有するものとする。
 - (キ) スケジュールタイマーによる運転管理（特に、夜間の消し忘れを確実に防止する等）が可能な機能を有するものとする。
 - (ク) 集中管理コントローラー上の表示と各教室名称との対応表を作成し、集中管理コントローラーの近傍に標示することとする。

(3) 計量器の設置

対象校ごとに、空調設備の性能を保証するために必要なデータを測定できるものとし、これらのデータ項目については、事業者の提案内容を本市と協議の上決定するものとする。また、これらのデータの測定については、本事業終了後に本市が実施する空調更新計画等、本事業外での更新計画の策定に資するよう配慮する。

(4) エネルギーの供給に必要な設備

- ア 本事業で整備する空調設備等のエネルギー方式は、電気、都市ガス及び液化石油ガスとする。ただし、原則として既存のエネルギー方式を利用することとし、変更する場合であっても、各対象校の既存のエネルギー供給に係る設備や敷地条件等を考慮したエネルギーを選択するものとする。

(3) 維持管理計画・維持管理体制の妥当性、モニタリングの仕組み

- ア 長期間にわたり、適切な維持管理品質を確保する維持管理計画を立案し、維持管理体制において責任を明確にし、機動性のある対応が可能な業務体制を構築することとする。
- イ 本事業の維持管理計画が、本事業終了後に本市が実施する空調更新計画等、本事業外での更新計画の策定に資する計画とする。

(4) 事業終了後の配慮

事業期間終了後における空調機器の運用や再整備等に向けた提案を行うこととする。

(5) 緊急時の対応等

- ア 空調設備等の故障等の不具合発生時には、内容の調査及び本市又は学校への報告について迅速な対策がとれる体制を構築する。
- イ 本市及び学校からの問合せ・照会等に対して、迅速に対応できる体制を構築することとする。

(6) その他

上記項目以外にも、本事業の目的・基本方針を踏まえ、良好な教育環境の確保に配慮する。

3. 維持管理業務に関する要求水準

(1) 一般的要件

- ア 「I 6. 本事業のスケジュール」に定める維持管理期間、対象室において、空調環境を提供可能な状態に保つこととする。
- イ 本市又は学校が要望する時期に、空調設備等についてシーズンイン点検（年2回）を行うこととする。（フィルター清掃については冷房シーズンイン時1回の実施とする。）
- ウ 事業期間にわたって、シーズンインごとに対象校のうち6校（年12校）~~について、~~各対象校を選定し、選定した各校の1割程度の対象室に、計測機材を持ち込み、室内温度、外気温度及び騒音レベルを専用機材により測定する。測定条件・提供条件は本市に事前確認の上、維持管理業務計画書の「各手順の内容・実施基準」に記載することとし、本市及び学校に報告することとする。測定選定する学校は事業者の提案とするが、立地や築年数などを考慮し、様々な環境条件下での測定を行えるように配慮する必要がある。また、その他の測定項目については事業者の提案に基づき計測することとする。
- エ 業務の実施にあたっては、学校と十分協議の上、学校教育活動等に支障のないよう留意することとする。

別紙1 本事業の対象校一覧

1. 小学校

| No | 学校名 | 更新対象 ¹ | 維持管理 ² | 所在地 |
|----|---------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 1 | 元町小学校 | 14 | 4 | 北区小山西元町 14 |
| 2 | 上賀茂小学校 | 27 | 14 15 | 北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町 1 |
| 3 | 柘野小学校 | 33 | 5 | 北区上賀茂女夫岩町 21 |
| 4 | 大宮小学校 | 25 | 18 | 北区大宮中ノ社町 37 |
| 5 | 待鳳小学校 | 31 | 4 | 北区紫竹西北町 1-3 |
| 6 | 鳳徳小学校 | 22 | 3 | 北区紫野上鳥田町 30 |
| 7 | 紫竹小学校 | 20 | 6 | 北区紫竹下園生町 26 |
| 8 | 鷹峯小学校 | 20 | 3 | 北区鷹峯北鷹峯町 12 |
| 9 | 紫明小学校 | 22 | 5 | 北区小山東大野町 55 |
| 10 | 紫野小学校 | 15 | 19 | 北区紫野下築山町 21 |
| 11 | 衣笠小学校 | 13 | 13 | 北区平野宮本町 19-6 |
| 12 | 金閣小学校 | 35 | 1 | 北区平野上柳町 61-1 |
| 13 | 大將軍小学校 | 17 | 4 | 北区大將軍南一条町 48-2 |
| 14 | 室町小学校 | 5 10 | 19 14 | 上京区室町通上立売上る室町頭町 261 |
| 15 | 京極小学校 | 13 | 9 | 上京区寺町通石薬師下る西側染殿町 658 |
| 16 | 西陣中央小学校 | 9 | 0 | 上京区大宮通今出川上る観世町 135-1 |
| 17 | 乾隆小学校 | 25 | 3 | 上京区寺之内通千本東入 1 丁目下る姥ヶ寺之前町 919-3 |
| 18 | 翔鸞小学校 | 23 | 10 | 上京区御前通今出川上る鳥居前町 671 |
| 19 | 仁和小学校 | 0 | 32 | 上京区御前通一条下る東堅町 132-1 |
| 20 | 正親小学校 | 11 | 15 | 上京区浄福寺通中立売下る菱丸町 173 |
| 21 | 二条城北小学校 | 25 | 6 | 上京区浄福寺通下立売下る中務町 487 |
| 22 | 御所東小学校 | 0 | 39 | 上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町 290-2 |
| 23 | 洛中小学校 | 16 | 4 | 中京区壬生坊城町 57-1 |
| 24 | 朱雀第一小学校 | 27 | 5 | 中京区壬生朱雀町 8-2 |
| 25 | 朱雀第二小学校 | 22 | 4 | 中京区西ノ京左馬寮町 3-1 |
| 26 | 朱雀第三小学校 | 0 | 32 | 中京区壬生松原町 81 |
| 27 | 朱雀第四小学校 | 28 | 0 | 中京区西ノ京笠殿町 164 |
| 28 | 朱雀第六小学校 | 19 | 3 | 中京区西ノ京車坂町 15-5 |
| 29 | 朱雀第七小学校 | 10 | 21 | 中京区壬生東土居ノ内町 20 |
| 30 | 朱雀第八小学校 | 27 | 3 | 中京区西ノ京中御門西町 25 |
| 31 | 下京涉成小学校 | 33 | 0 | 下京区皆山町 438-1 |
| 32 | 下京雅小学校 | 0 | 42 | 下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町 59 |
| 33 | 梅小路小学校 | 15 | 15 | 下京区観喜寺町 3 |
| 34 | 光徳小学校 | 0 | 30 | 下京区中堂寺坊城町 26-1 |
| 35 | 七条小学校 | 23 | 8 | 下京区西七条石井町 61 |
| 36 | 西大路小学校 | 19 | 2 | 下京区七条御所ノ内西町 71-1 |
| 37 | 七条第三小学校 | 27 | 11 | 下京区西七条西石ヶ坪町 5 |

¹ 空調設備等のうち、本事業において更新により設置される設備で、性能保証業務及び維持管理業務の対象となる設備をいう。

² 空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象とならないが、維持管理業務の対象となる設備をいう。また、事業期間中に本事業とは別に更新が行われた空調設備等のうち、本事業で維持管理業務の対象となると本市が判断した設備も含まれる。

| No | 学校名 | 更新対象 ¹ | 維持管理 ² | 所在地 |
|----|----------|-------------------|-------------------|------------------|
| 38 | 九条弘道小学校 | 19 | 5 | 南区西九条春日町 13 |
| 39 | 九条塔南小学校 | 22 | 5 | 南区西九条御幸田町 109 |
| 40 | 南大内小学校 | 26 | 1 | 南区八条内田町 20-2 |
| 41 | 唐橋小学校 | 14 | 19 | 南区唐橋西寺町 65 |
| 42 | 吉祥院小学校 | 36 | 1 | 南区吉祥院船戸町 34 |
| 43 | 祥栄小学校 | 41 | 0 | 南区吉祥院蒔絵町 14 |
| 44 | 祥豊小学校 | 23 | 11 | 南区吉祥院三ノ宮町 23 |
| 45 | 上鳥羽小学校 | 22 | 5 | 南区上鳥羽城ヶ前町 236 |
| 46 | 大藪小学校 | 26 28 | 9 7 | 南区久世大藪町 62 |
| 47 | 久世西小学校 | 32 | 9 | 南区久世上久世町 454 |
| 48 | 明德小学校 | 29 | 5 | 左京区岩倉忠在地町 221 |
| 49 | 岩倉南小学校 | 39 | 2 | 左京区岩倉北四ノ坪町 33 |
| 50 | 岩倉北小学校 | 18 | 7 | 左京区岩倉忠在地町 5 |
| 51 | 八瀬小学校 | 26 | 0 | 左京区八瀬秋元町 324-1 |
| 52 | 市原野小学校 | 18 | 3 | 左京区静市野中町 105 |
| 53 | 錦林小学校 | 21 | 18 | 左京区岡崎入江町 1-1 |
| 54 | 第三錦林小学校 | 33 | 0 | 左京区鹿ヶ谷宮ノ前町 6 |
| 55 | 第四錦林小学校 | 23 | 2 | 左京区吉田上阿達町 15-2 |
| 56 | 北白川小学校 | 19 | 7 | 左京区北白川別当町 70 |
| 57 | 養正小学校 | 21 | 3 | 左京区田中飛鳥井町 1 |
| 58 | 養徳小学校 | 18 | 13 | 左京区田中上大久保町 24 |
| 59 | 下鴨小学校 | 29 | 3 | 左京区下鴨宮崎町 4-2 |
| 60 | 葵小学校 | 10 | 22 | 左京区下鴨東梅ノ木町 8 |
| 61 | 修学院小学校 | 29 | 15 | 左京区修学院沖殿町 1 |
| 62 | 上高野小学校 | 10 16 | 18 12 | 左京区上高野松田町 8 |
| 63 | 修学院第二小学校 | 24 | 4 | 左京区一乗寺里ノ西町 35 |
| 64 | 松ヶ崎小学校 | 29 | 2 | 左京区松ヶ崎堀町 40 |
| 65 | 山階小学校 | 37 | 2 | 山科区西野大手先町 21 |
| 66 | 西野小学校 | 33 | 1 | 山科区西野櫃川町 34 |
| 67 | 山階南小学校 | 35 | 6 | 山科区東野八代 10 |
| 68 | 安朱小学校 | 0 | 23 29 | 山科区安朱山川町 17 |
| 69 | 鏡山小学校 | 32 | 8 | 山科区御陵血洗町 18 |
| 70 | 陵ヶ岡小学校 | 26 | 7 | 山科区御陵岡町 45 |
| 71 | 音羽小学校 | 30 31 | 8 7 | 山科区音羽森廻り町 32 |
| 72 | 音羽川小学校 | 25 | 10 | 山科区音羽西林 36 |
| 73 | 大塚小学校 | 37 | 4 | 山科区大塚野溝町 59 |
| 74 | 勸修小学校 | 34 | 6 | 山科区勸修寺東栗栖野町 42 |
| 75 | 小野小学校 | 3 | 31 | 山科区小野蚊ヶ瀬町 2 |
| 76 | 百々小学校 | 37 | 8 | 山科区西野山百々町 173-1 |
| 77 | 大宅小学校 | 31 | 13 | 山科区大宅五反畑町 69-2 |
| 78 | 嵯峨小学校 | 33 | 5 | 右京区嵯峨釈迦堂大門町 35-1 |
| 79 | 広沢小学校 | 33 | 5 | 右京区嵯峨広沢西裏町 25 |
| 80 | 嵐山小学校 | 26 | 1 | 右京区嵯峨柳田町 35-1 |
| 81 | 常磐野小学校 | 21 | 20 | 右京区太秦京ノ道町 20-5 |
| 82 | 嵯峨野小学校 | 0 | 49 55 | 右京区嵯峨野千代ノ道町 53 |
| 83 | 御室小学校 | 26 | 4 | 右京区御室堅町 19 |
| 84 | 宇多野小学校 | 28 | 5 | 右京区宇多野上ノ谷 8 |
| 85 | 花園小学校 | 16 | 10 | 右京区花園車道町 1 |

| No | 学校名 | 更新対象 ¹ | 維持管理 ² | 所在地 |
|-----|---------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 86 | 高雄小学校 | 11 | 1 | 右京区梅ヶ畑奥殿町 15 |
| 87 | 太秦小学校 | 49 | 6 | 右京区太秦奥殿町 1-1 |
| 88 | 南太秦小学校 | 24 | 2 | 右京区太秦前ノ田町 22 |
| 89 | 安井小学校 | 26 | 3 | 右京区太泰安井柳通町 15 |
| 90 | 西院小学校 | 32 | 38 | 右京区西院春日町 3-1 |
| 91 | 山ノ内小学校 | 25 | 5 | 右京区山ノ内山ノ下町 22 |
| 92 | 梅津小学校 | 26 | 7 | 右京区梅津中村町 38 |
| 93 | 梅津北小学校 | 28 | 2 | 右京区梅津開キ町 16 |
| 94 | 西京極小学校 | 38 | 2 | 右京区西京極芝ノ下町 31 |
| 95 | 西京極西小学校 | 24 | 5 | 右京区西京極藪開町 4-1 |
| 96 | 葛野小学校 | 23 | 8 | 右京区西京極葛野町 2 |
| 97 | 川岡小学校 | 24 | 18 | 西京区川島滑樋町 14 |
| 98 | 川岡東小学校 | 29 | 0 | 西京区下津林東大般若町 44 |
| 99 | 檜原小学校 | 38 | 11 | 西京区檜原三宅町 24 |
| 100 | 松尾小学校 | 35 | 4 | 西京区松尾井戸町 32 |
| 101 | 嵐山東小学校 | 25 | 7 | 西京区嵐山東海道町 46 |
| 102 | 松陽小学校 | 0 | 33 36 | 西京区御陵北山下町 15 |
| 103 | 桂小学校 | 33 | 9 | 西京区桂巽町 75-5 |
| 104 | 桂徳小学校 | 25 | 3 | 西京区桂徳大寺南町 2 |
| 105 | 桂川小学校 | 38 | 4 | 西京区桂上野西町 274 |
| 106 | 桂東小学校 | 26 | 4 | 西京区桂市ノ前町 31 |
| 107 | 大枝小学校 | 23 | 12 | 西京区大枝塚原町 4-44 |
| 108 | 桂坂小学校 | 41 | 1 | 西京区御陵大枝山町二丁目 1-52 |
| 109 | 新林小学校 | 7 | 25 | 西京区大枝西新林町四丁目 4 |
| 110 | 境谷小学校 | 26 | 6 | 西京区大原野西境谷町三丁目 5 |
| 111 | 上里小学校 | 23 | 4 | 西京区大原野上里南ノ町 300 |
| 112 | 大原野小学校 | 29 | 1 | 西京区大原野灰方町 439 |
| 113 | 深草小学校 | 38 | 13 | 伏見区深草西伊達町 82-3 |
| 114 | 稻荷小学校 | 12 | 7 | 伏見区深草開土町 12-1 |
| 115 | 藤ノ森小学校 | 31 | 7 | 伏見区深草石橋町 11-2 |
| 116 | 藤城小学校 | 20 | 8 | 伏見区深草大亀谷五郎太町 37 |
| 117 | 砂川小学校 | 43 | 0 | 伏見区深草ケナサ町 25-5 |
| 118 | 竹田小学校 | 15 | 14 | 伏見区竹田桶ノ井町 8-2 |
| 119 | 桃山小学校 | 27 | 3 | 伏見区桃山町本多上野 107 |
| 120 | 桃山東小学校 | 21 | 19 | 伏見区桃山町伊庭 12 |
| 121 | 桃山南小学校 | 26 | 8 | 伏見区桃山町大島 38-109 |
| 122 | 醍醐小学校 | 21 | 8 | 伏見区醍醐東大路町 31-1 |
| 123 | 池田小学校 | 31 | 5 | 伏見区醍醐鍵尾町 17 |
| 124 | 池田東小学校 | 16 | 10 | 伏見区醍醐多近田町 2-2 |
| 125 | 春日野小学校 | 21 | 5 | 伏見区日野田中町 31 |
| 126 | 日野小学校 | 30 | 7 | 伏見区日野谷寺町 78 |
| 127 | 醍醐西小学校 | 32 | 0 | 伏見区醍醐川久保町 1 |
| 128 | 北醍醐小学校 | 18 | 1 | 伏見区醍醐片山町 11 |
| 129 | 伏見板橋小学校 | 33 | 3 | 伏見区下板橋町 610 |
| 130 | 伏見南浜小学校 | 36 | 4 | 伏見区丹後町 142 |
| 131 | 伏見住吉小学校 | 25 | 1 | 伏見区住吉町 455 |
| 132 | 下鳥羽小学校 | 29 | 1 | 伏見区下鳥羽長田町 203 |
| 133 | 横大路小学校 | 15 | 3 | 伏見区横大路草津町 54-1 |

| No | 学校名 | 更新対象 ¹ | 維持管理 ² | 所在地 |
|-----|----------|-------------------|-------------------|----------------|
| 134 | 納所小学校 | 27 | 3 | 伏見区納所妙徳寺 1 |
| 135 | 向島小学校 | 24 | 4 | 伏見区向島善阿弥町 2-3 |
| 136 | 向島藤の木小学校 | 30 | 4 | 伏見区向島藤ノ木町 82-5 |
| 137 | 神川小学校 | 23 | 25 | 伏見区久我東町 60-2 |
| 138 | 久我の杜小学校 | 32 | 10 | 伏見区久我東町 209 |
| 139 | 羽束師小学校 | 43 | 2 | 伏見区羽束師菱川町 640 |
| 140 | 明親小学校 | 15 | 17 | 伏見区淀池上町 106 |
| 141 | 美豆小学校 | 24 | 8 | 伏見区淀美豆町 1244 |

2. 中学校

| No | 学校名 | 更新対象 | 維持管理 | 所在地 |
|----|--------|-------|-------|--------------------------|
| 1 | 加茂川中学校 | 33 | 9 | 北区紫竹上長目町 5 |
| 2 | 西賀茂中学校 | 32 | 5 | 北区西賀茂円峰 2-26 |
| 3 | 旭丘中学校 | 0 | 43 | 北区紫野東蓮台野町 1 |
| 4 | 衣笠中学校 | 33 | 7 | 北区衣笠衣笠山町 2 |
| 5 | 烏丸中学校 | 19 | 4 | 上京区烏丸通上立売上る相国寺門前町 647-23 |
| 6 | 上京中学校 | 36 | 4 | 上京区一条通室町西入東日野殿町 395・396 |
| 7 | 嘉楽中学校 | 0 | 31 | 上京区今出川通千本東入般舟院前町 148 |
| 8 | 二条中学校 | 15 | 18 | 上京区竹屋町通千本東入主税町 911 |
| 9 | 北野中学校 | 31 | 1 | 中京区西ノ京中保町 1-4 |
| 10 | 朱雀中学校 | 3 | 32 | 中京区壬生中川町 20-1 |
| 11 | 松原中学校 | 0 | 35 39 | 中京区壬生相合町 1 |
| 12 | 中京中学校 | 24 | 2 | 中京区西ノ京北聖町 51 |
| 13 | 西ノ京中学校 | 28 | 8 | 中京区西ノ京永本町 7-1 |
| 14 | 洛風中学校 | 11 | 2 | 中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706-3 |
| 15 | 七条中学校 | 24 | 6 | 下京区西七条御領町 32 |
| 16 | 洛友中学校 | 32 | 0 | 下京区大宮通綾小路下る綾大宮町 51-2 |
| 17 | 八条中学校 | 31 | 3 | 南区唐橋門脇町 35 |
| 18 | 九条中学校 | 12 | 12 | 南区西九条南小路町 1 |
| 19 | 洛南中学校 | 70 | 2 | 南区吉祥院落合町 31 |
| 20 | 久世中学校 | 25 28 | 10 7 | 南区久世殿城町 481-1 |
| 21 | 岡崎中学校 | 41 | 0 | 左京区岡崎東天王町 1 |
| 22 | 高野中学校 | 0 | 37 55 | 左京区田中上古川町 25 |
| 23 | 下鴨中学校 | 25 24 | 7 8 | 左京区下鴨泉川町 40-1 |
| 24 | 近衛中学校 | 0 | 32 | 左京区吉田近衛町 26-53 |
| 25 | 修学院中学校 | 8 15 | 26 19 | 左京区一乗寺御祭田町 2 |
| 26 | 洛北中学校 | 13 | 31 | 左京区岩倉忠在地町 823 |
| 27 | 山科中学校 | 29 31 | 12 10 | 山科区東野八反畑町 50-1 |
| 28 | 勸修中学校 | 57 | 1 | 山科区勸修寺平田町 92 |
| 29 | 大宅中学校 | 21 | 15 | 山科区大宅山田 113 |
| 30 | 安祥寺中学校 | 0 | 28 | 山科区西野今屋敷町 9-6 |
| 31 | 音羽中学校 | 44 46 | 8 6 | 山科区大塚野溝町 86 |
| 32 | 花山中学校 | 9 | 26 | 山科区北花山横田町 27-1 |
| 33 | 醍醐中学校 | 20 | 3 | 伏見区醍醐岸ノ上町 21 |
| 34 | 春日丘中学校 | 21 | 5 | 伏見区日野谷寺町 50 |
| 35 | 栗陵中学校 | 33 | 4 | 伏見区醍醐池田町 17-1 |
| 36 | 蜂ヶ岡中学校 | 36 | 7 | 右京区嵯峨野開町 1-1 |

| No | 学校名 | 更新対象 | 維持管理 | 所在地 |
|----|--------|------------------|------------------|-------------------|
| 37 | 太秦中学校 | 36 | 4 | 右京区太秦多藪町 14-144 |
| 38 | 嵯峨中学校 | 38 39 | 2 1 | 右京区嵯峨新宮町 63-2 |
| 39 | 四条中学校 | 20 | 14 | 右京区西院日照町 1 |
| 40 | 西京極中学校 | 34 | 4 | 右京区西京極宮ノ東町 1 |
| 41 | 梅津中学校 | 25 | 4 | 右京区梅津北川町 34 |
| 42 | 西院中学校 | 24 | 5 | 右京区西院矢掛町 5 |
| 43 | 双ヶ丘中学校 | 0 | 40 56 | 右京区花園岡ノ本町 5-1 |
| 44 | 桂中学校 | 26 | 21 | 西京区上桂森上町 26 |
| 45 | 松尾中学校 | 26 | 6 | 西京区松室中溝町 101 |
| 46 | 桂川中学校 | 32 | 4 | 西京区下津林東大般若町 43 |
| 47 | 檜原中学校 | 29 32 | 12 9 | 西京区檜原蛸田町 11 |
| 48 | 大枝中学校 | 31 | 6 | 西京区御陵大枝山町二丁目 1-91 |
| 49 | 洛西中学校 | 27 | 1 | 西京区大原野西境谷町二丁目 8 |
| 50 | 大原野中学校 | 22 | 10 | 西京区大原野上里南ノ町 18 |
| 51 | 深草中学校 | 36 | 13 | 伏見区深草西伊達町 1-4 |
| 52 | 藤森中学校 | 39 | 27 | 伏見区深草池ノ内町 55 |
| 53 | 桃山中学校 | 38 37 | 8 9 | 伏見区桃山水野左近東町 19 |
| 54 | 伏見中学校 | 21 | 21 | 伏見区御駕籠町 97 |
| 55 | 神川中学校 | 55 | 11 | 伏見区羽束師菱川町 741 |
| 56 | 桃陵中学校 | 0 | 35 | 伏見区桃陵町 1-1 |
| 57 | 向島東中学校 | 24 | 5 | 伏見区向島吹田河原町 138 |
| 58 | 洛水中学校 | 0 | 24 | 伏見区横大路竜ヶ池 31 |
| 59 | 大淀中学校 | 19 | 15 | 伏見区淀下津町 257-7 |

3. 義務教育学校

| No | 学校名 | 更新対象 | 維持管理 | 所在地 |
|----|---------|------|------|--|
| 1 | 東山泉小中学校 | 88 | 0 | 東山区大和大路通七条下る 5 丁目下池田町 527 東山区泉涌寺山内町 5 |
| 2 | 凌風小中学校 | 95 | 0 | 南区東九条下殿田町 56 |
| 3 | 大原小中学校 | 26 | 6 | 左京区大原来迎院町 22 |
| 4 | 花背小中学校 | 28 | 0 | 左京区花脊大布施町 797 |
| 5 | 宕陰小中学校 | 8 | 3 | 右京区嵯峨越畑南ノ町 32-2 |

3. 標準提供条件から算出した全負荷相当運転時間

| | | 小学校 | | 中学校及び義務教育学校 | |
|----|-----|-----------|-------|-------------|-------|
| | 月 | 普通教室・特別教室 | 管理諸室 | 普通教室・特別教室 | 管理諸室 |
| 夏季 | 6月 | 88 | 99 | 99 | 99 |
| | 7月 | 117.6 | 163.8 | 132.3 | 163.8 |
| | 8月 | 32 | 108 | 57.6 | 108 |
| | 9月 | 96 | 108 | 108 | 108 |
| | 10月 | 24 | 27 | 27 | 27 |
| 冬季 | 11月 | 28 | 31.5 | 31.5 | 31.5 |
| | 12月 | 81.6 | 102.6 | 91.8 | 102.6 |
| | 1月 | 96 | 121.5 | 108 | 121.5 |
| | 2月 | 106.4 | 119.7 | 119.7 | 119.7 |
| | 3月 | 76 | 85.5 | 85.5 | 85.5 |
| | 合計 | 745.6 | 966.6 | 860.4 | 966.6 |

※ 負荷率を見込んだ全負荷相当運転時間である。

※ 本表は、提案段階における消費エネルギー量の算定及び維持管理業務に係る運転時間の目安として空調環境の提供に係る標準値を示すものであり、実運用においては、本表の数値にかかわらず、対象校の実態に即した空調環境の提供を行う。